

九州大学男女共同参画推進委員会規則

平成20年度九大規則第55号
制 定：平成21年 3月26日
最終改正：平成27年 2月24日
(平成26年度九大規則第88号)

(趣旨)

第1条 この規則は、九州大学学則(平成16年度九大規則第1号。以下「学則」という。)第37条の規定に基づき、男女共同参画推進委員会の組織、議事の手続その他必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 男女共同参画推進委員会は、九州大学(以下「本学」という。)の男女共同参画推進に係る次に掲げる事項について審議する。

- (1) 男女共同参画推進に係る基本方針に関すること。
- (2) 男女共同参画推進に係る方策の企画、立案及び実施に関すること。
- (3) 男女共同参画推進の実施状況の点検、評価及び改善に関すること。
- (4) 男女共同参画推進に係る広報及び啓発活動に関すること。
- (5) その他男女共同参画推進に関すること。

(組織)

第3条 男女共同参画推進委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 総長
 - (2) 理事
 - (3) 副学長
 - (4) 各研究院長、法務学府長、システム生命科学府長、統合新領域学府長、教育学部長、基幹教育院長、高等研究院長、各附置研究所長、カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所長、病院長、附属図書館長、情報基盤研究開発センター長及びセンター群協議会の議長
 - (5) 事務局長
- 2 前項に掲げる委員のほか、総長が特に必要と認める者を委員に加えることができる。
- 3 前項の委員の任期は、2年を超えない範囲内で総長が定める期間とする。

(委員長)

第4条 男女共同参画推進委員会に委員長を置き、総長をもって充てる。

- 2 委員長は、男女共同参画推進委員会を主宰する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した理事がその職務を代行する。

(男女共同参画推進室)

第5条 男女共同参画推進委員会は、第2条各号の審議事項に係る調査、企画又は実施を、学則第16条第2項に規定する男女共同参画推進室に行わせる。

(議事)

第6条 男女共同参画推進委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 男女共同参画推進委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 男女共同参画推進委員会が必要であると認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(事務)

第8条 男女共同参画推進委員会に関する事務は、事務局各課等の協力を得て、総務部職場環境室において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、男女共同参画推進委員会の運営等に関し必要な事項は、当該委員会において定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年度九大規則第61号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年度九大規則第64号)

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則 (平成22年度九大規則第94号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年度九大規則第23号)

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則 (平成24年度九大規則第78号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年度九大規則第21号)

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年度九大規則第88号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。